

令和3年1月

お客さま各位

羽後信用金庫

令和3年1月7日からの大雪により被災された皆さまへ

今回の大雪により被害を受けられた皆さまには心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、災害救助法が適用されました秋田県横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村のお客さまに対し、被災状況に応じて次のとおりお取り扱いさせていただきますので、お知らせいたします。

なお、本件に関するご相談等は、最寄りの営業店窓口にお申し出ください。

記

1. 被災状況に応じた預金払戻し等のお取扱い

(1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応じさせていただきます。

(2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて払戻しに応じさせていただきます。

(3) ご事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じさせていただきます。

また、当該預金等を担保とすること融資に応じさせていただきます。

(4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立に応じさせていただきます。

(5) 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載および取引停止処分に対する配慮をさせていただきます。

また、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等についても同様に配慮をさせていただきます。

(6) 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じさせていただきます。

(7) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の融資条件の変更等、災害の影響を受けているお客さまの便宜を考慮した適時的確な措置を講じさせていただきます。

(8) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等のご説明を含め、同ガイドラインの利用にかかるご相談に適切に応じさせていただきます。

(9) 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出等、被災されたお客さまの便宜を考慮した取扱いをさせていただきます。

2. ご相談等窓口

全営業店 [平日] 受付時間 9:00～15:00 (お電話の場合は9:00～17:00)